

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する規則（以下「規則」という。）第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規定第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 改正の経緯及び必要性

(1) 雇入時間診票の提出

労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第43条で義務づけられている雇入時健康診断を採用後に実施することとしたため、これまで任用の際に徴していた健康診断書に代えて、雇入時間診票を徴することとする必要がある。

(2) 一般職非常勤職員の時給単価の改定

ア 非常勤職員の給与（時給）は、常勤職員の給与との均衡を考慮し、任命権者が定めることとなっている。（非常勤職員の給与に関する規則第2条）

イ 人事委員会勧告を踏まえた沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が平成30年12月28日に公布、施行され、常勤職員の給与が引き上げられた。

ウ 改正給与条例の施行に伴い、常勤職員の給与との均衡を図るため、一般職の非常勤職員の給与（時給単価）を改める必要がある。

2 改正の概要

(1) 雇入時健康診断の実施に伴い、健康診断書に代えて、雇入時間診票を徴する。（第6条関係）

(2) 別表第1に掲げる非常勤職員の時給単価を改める。

ア	行政職給料表	1号給～6号給、8号給	・・・	10円増額改定
イ	教育職給料表	1号給～3号給	・・・	10円増額改定
ウ	現業職給料表	1～2号給	・・・	10円増額改定

3 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 平成31年3月29日

施行年月日 平成31年4月1日

4 新旧対照表 別添参照

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）新旧対照表																																															
改正案	現行																																														
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（任用手続）</p> <p>第6条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>雇入時間診票</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第7条～第20条（略）</p> <p>別表第1（第10条関係）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（任用手続）</p> <p>第6条 教育庁の本庁の課長、出先機関の長及び教育機関の長は、非常勤職員を任用しようとするときは、任用を必要とする日の1週間前までに次に掲げる書類を教育庁総務課長に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>健康診断書</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第7条～第20条（略）</p> <p>別表第1（第10条関係）</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>号給</th> <th>時給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">行政職給料表</td> <td>1</td> <td>920円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,090円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1,280円</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	号給	時給	行政職給料表	1	920円	2	1,010円	3	1,050円	4	1,090円	5	1,200円	6	1,280円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>号</th> <th>給</th> <th>時</th> <th>給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">行政職給料表</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>1,190円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>1,270円</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	号	給	時	給	行政職給料表	1			910円	2			1,000円	3			1,040円	4			1,080円	5			1,190円	6			1,270円
給料表	号給	時給																																													
行政職給料表	1	920円																																													
	2	1,010円																																													
	3	1,050円																																													
	4	1,090円																																													
	5	1,200円																																													
	6	1,280円																																													
給料表	号	給	時	給																																											
行政職給料表	1			910円																																											
	2			1,000円																																											
	3			1,040円																																											
	4			1,080円																																											
	5			1,190円																																											
	6			1,270円																																											

	7	1,370円
	8	1,500円
	9	1,620円
教育職給料表	1	1,290円
	2	1,430円
	3	1,550円
現業職給料表	1	930円
	2	1,120円

別表第2・別表第3 (略)

	7	1,370円
	8	1,490円
	9	1,620円
教育職給料表	1	1,280円
	2	1,420円
	3	1,540円
現業職給料表	1	920円
	2	1,110円

別表第2・別表第3 (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。